

## 〔 参考 〕 がん原性指針の概要及び対象物質一覧

### がん原性指針の趣旨

国の試験により発がん性が明らかとなった物質等（38物質）を取り扱う事業場について、労働者へのばく露を低減する措置、作業環境測定、労働衛生教育などを講ずべき旨を定めたもの。

### 対象物質（裏面を参照）

2 - アミノ - 4 - クロロフェノール等の38物質（このうち、以下の4物質は平成28年3月31日に新たに追加されたものです）

- ・ エチルベンゼン
- ・ 4 - ターシャリーブチルカテコール
- ・ 多層カーボンナノチューブ

株式会社物産ナノテク研究所、ナノカーボンテクノロジーズ株式会社又は保土谷化学工業株式会社が製造した、MWNT - 7（ナノサイズ(直径で概ね100nm以下)のものに限る。)及びNT - 7Kに限る。)

- ・ メタクリル酸2,3 - エポキシプロピル

### 留意事項

がん原性指針の対象物質の中には、濃度や取扱い業務の内容により、労働安全衛生法令に基づく規制（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）が適用されるものがあります。この場合、当該法令の規定に基づく措置を講ずる義務があります。

指針の詳細な内容については、厚生労働省又は奈良労働局のホームページをご参照ください。

がん原性指針の対象物質（対象物質の含有量が重量の1%以下のものを除く）

	化学物質名	CAS登録番号
1	2 - アミノ - 4 - クロロフェノール	95-85-2
2	アントラセン	120-12-7
3	エチルベンゼン	100-41-4
4	2,3 - エポキシ - 1 - プロパノール	556-52-5
5	塩化アリル	107-05-1
6	オルト - フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5 ほか
7	キノリン及びその塩	91-22-5 ほか
8	1 - クロロ - 2 - ニトロベンゼン	88-73-3
9	クロロホルム	67-66-3
10	酢酸ビニル	108-05-4
11	四塩化炭素	56-23-5
12	1,4 - ジオキサン	123-91-1
13	1,2 - ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	107-06-2
14	1,4 - ジクロロ - 2 - ニトロベンゼン	89-61-2
15	2,4 - ジクロロ - 1 - ニトロベンゼン	611-06-3
16	1,2 - ジクロロプロパン	78-87-5
17	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	75-09-2
18	N,N - ジメチルアセトアミド	127-19-5
19	ジメチル - 2,2 - ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	62-73-7
20	N,N - ジメチルホルムアミド	68-12-2
21	スチレン	100-42-5
22	4 - ターシャリ - ブチルカテコール	98-29-3
23	多層カーボンナノチューブ	
24	1,1,2,2 - テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	79-34-5
25	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4
26	1,1,1 - トリクロルエタン	71-55-6
27	トリクロロエチレン	79-01-6
28	ノルマル - ブチル - 2,3 - エポキシプロピルエーテル	2426-08-6
29	パラ - ジクロルベンゼン	106-46-7
30	パラ - ニトロアニソール	100-17-4
31	パラ - ニトロクロルベンゼン	100-00-5
32	ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物	302-01-2、7803-57-8 ほか
33	ビフェニル	92-52-4
34	2 - ブテナール	123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8
35	1 - プロモ - 3 - クロロプロパン	109-70-6
36	1 - プロモブタン	109-65-9
37	メタクリル酸2,3 - エポキシプロピル	106-91-2
38	メチルイソブチルケトン	108-10-1